

OPH石橋テラス・OPH長瀬さくらテラス内 駐車場一般開放事業の入札参加者募集要領

1. 趣旨

大阪府住宅供給公社（以下、公社）が所有する団地内駐車場の空き区画において、住民等の利便性向上を目的とした時間貸しの駐車場として一般開放事業を実施するため、駐車場事業者（以下、事業者）を公募により選定する。

2. 入札に付す事項

(1) 事業者が賃借する駐車場の使用料

OPH石橋テラス内駐車場の一部（8区画）

OPH長瀬さくらテラス内駐車場の一部（10区画）

※詳細は「OPH石橋テラス・長瀬さくらテラス駐車場一般開放事業仕様書」（以下、仕様書）による。

(2) 事業期間

令和5年4月17日（月）～令和6年4月30日（火）まで

※時間貸し駐車場を運営するために必要な設備機器の設置及び撤去に要する期間は、賃貸借期間に含むものとする。

※使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと公社が判断する場合は、この契約を同一条件で1年間更新することができる。また、更新された契約についても同様とする。

(3) 実施場所

OPH石橋テラス（池田市豊島北1丁目4番16号）

OPH長瀬さくらテラス（東大阪市近江堂3丁目1番6号）

※詳細は仕様書による

3. 入札参加資格審査申請書類の提出及び資格審査

(1) 本募集には、次の資格要件を満たす者のみ入札に参加できる。

① 入札日から過去2年間に地方公共団体又は公社との間で、時間貸し駐車場事業に係る契約を数回以上にわたり締結し、かつこれをすべて誠実に履行していること。

② 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格審査申請書等の配布期間

令和5年3月6日（月）午前10時～3月17日（金）午後5時まで

大阪府住宅供給公社のホームページから必要な資料をダウンロードすること。

※窓口での配布はありません。

(3) 入札参加資格審査申請書等の提出方法（期間厳守）

- ① 郵送による提出とする。入札参加者の元に配達記録が残る「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法で郵送すること。
- ② 封筒は各自で用意し、表に「入札参加資格審査申請書類在中」と明記すること。
- ③ あて先
〒541-0042
大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 2階
大阪府住宅供給公社 管理企画課 団地マネジメントグループ 宛
- ④ 提出期限 令和5年3月17日（金）必着

なお、期日までに提出した入札参加資格審査申請書類に不備がある者は、令和5年3月27日（月）正午までに補正の上、再提出すること。

(4) 提出書類

本募集要領の別添「入札参加資格審査申請について」による。
なお、提出された書類は返却しない。

(5) 審査結果の通知

入札参加資格審査の結果、資格が認められる者には入札参加確認書等を電子メールにて送信する。

(6) 質疑受付（募集要領等に疑義がある場合のみ）

- ① 質疑受付方法
入札参加資格審査申請書類と同封の上、提出すること。
- ② 質疑に対する回答について
入札参加資格審査に合格した者にメールにて回答する。
- ③ 回答予定日
令和5年3月22日（水）

(7) 入札参加の辞退

入札参加資格申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、あらかじめ下記（8）の問い合わせ先に電話連絡のうえ、令和5年3月27日（月）正午までに入札辞退届を提出すること。

(8) 提出先及び問い合わせ先

大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 2階
大阪府住宅供給公社 管理企画課 団地マネジメントグループ
電話 06-7652-5863

4. 入札方法

(1) 入札書の提出方法（期間厳守）

- ① 郵送による提出とする。送り主の元に配達記録が残る「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法で「配達日指定」で郵送すること。
- ② 封筒は各自で用意し、表に「物件名」及び「入札書在中」と明記すること。
- ③ 物件毎に別々の封筒で郵送すること。
- ④ 入札参加者は契約希望金額（年額使用料・12ヵ月分）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑤ あて先
〒541-0042
大阪府中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 2階
大阪府住宅供給公社 管理企画課 団地マネジメントグループ 宛
- ⑥ 配達日指定日 令和5年3月27日(月)

(2) 開札場所及び日時

- ① 日時 令和5年3月28日（火）午後2時
- ② 開札場所 大阪府中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 地下1階 入札室

(3) 開札方法

必ずしも入札参加者の立ち合いを要しないものとする。

入札参加者が立会いに不参加の場合、入札書提出時に入札参加資格確認書を同封の上、提出すること。

ただし、入札参加者が開札に立ち会う場合は、1社につき1名とし、入札参加資格確認書を持参すること。また、代理人が立ち会う時には、委任状を併せて持参すること。

なお、当該入札参加業者の立会いが無い場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会人として選定する。

(4) 入札保証金

大阪府住宅供給公社 会計規程第58条第1項第1号により免除する。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額の100分の2に相当する金額を公社に支払うこと。

(5) 公正な入札の確保

入札参加者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(6) 入札参加資格

入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人は、入札に参加することができない。

(7) 落札者（契約予定者）の決定

有効な入札を行った者のうち入札書に記載された金額が、公社が予定した価格（非公開）以上で、かつ最も高い価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

最も高い価格をもって入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。なお、当該入札者の立会いが無い場合は、立会人が代わりにくじを引き、落札者を決定する。

※「公社が予定した価格」は、付近の公示価格等を参考に決定する。

※入札結果をホームページ等で公表するので参加者はこのことを了承した上で申込をしているものと判断する。

(8) 契約の締結

契約については、「公社団地駐車場等使用賃貸借契約書（案）」により、契約を締結する。ただし、公社が承諾した場合は、内容を一部変更することができる。

(9) 契約予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、契約予定者としての決定を取消す。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きに応じなかった場合
- ② 契約予定者が応募者の資格を失った場合

(10) その他

入札参加者は、この募集要領等を熟読の上、遵守すること。また、公社の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。

(別紙)

質問書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

所在地

商号又は名称

担当者名

印

(TEL番号)

(メールアドレス)

(質問内容)

